

松江市告示第 555 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定により令和 2 年 9 月 24 日付けで請求のあった松江市新庁舎建設事業に関する住民投票条例の制定についての議会の審議結果を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 2 年 10 月 13 日

松江市長 松 浦 正 敬

- 1 提出議案 議第 157 号 松江市新庁舎建設事業に関する住民投票条例の制定について
- 2 議決年月日 令和 2 年 10 月 9 日
- 3 審議の結果 否決